

令和元年さいたま市議会 1 2 月（1 1 月繰上げ）定例会提出議案一覧

合計 5 9 件（予算議案 6 件・条例議案 1 3 件・一般議案 3 0 件・道路議案 2 件・人事議案 8 件）

《予算議案》

- 議案第 1 5 4 号 令和元年度さいたま市一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 1 5 5 号 令和元年度さいたま市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 1 5 6 号 令和元年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 5 7 号 令和元年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 5 8 号 令和元年度さいたま市病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 5 9 号 令和元年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

《条例議案》

- 議案第 1 6 0 号 さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・総務局人事部職員課)

さいたま市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、市議会議員の期末手当の支給月数を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 市議会議員の期末手当の年間支給月数の引上げ
 - ・ 期末手当の年間支給月数を 0. 1 0 月分引き上げ、年間支給月数を 3. 4 0 月分（現行 3. 3 0 月分）とするもの。
- 2 適用
 - ・ 1 については、令和元年 1 2 月支給分から適用するもの。

(施行期日) 公布の日等

- 議案第 1 6 1 号 さいたま市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・総務局人事部職員課)

さいたま市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、市長等の期末手当の支給月数を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 市長等の期末手当の年間支給月数の引上げ
 - ・ 期末手当の年間支給月数を 0. 0 5 月分引き上げ、年間支給月数を 3. 4 0 月分（現行 3. 3 5 月分）とするもの。
- 2 適用
 - ・ 1 については、令和元年 1 2 月支給分から適用するもの。

(施行期日) 公布の日等

議案第162号 さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

令和元年の市人事委員会からの報告及び勧告を踏まえ、一般職の職員の給与を改定するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 勤勉手当の年間支給月数の引上げ

(1) 再任用職員以外の職員（特定管理職員を除く。）の勤勉手当の年間支給月数を0.05月分引き上げ、年間支給月数を1.90月分（現行1.85月分）とするもの。

(2) 再任用職員以外の職員（特定管理職員に限る。）の勤勉手当の年間支給月数を0.05月分引き上げ、年間支給月数を2.30月分（現行2.25月分）とするもの。

2 給料表の改定

・ 国の給与改定状況に準じ、医療職給料表(1)及び特定任期付職員の給料表の改定を行うもの。

3 住居手当の改定

(1) 住居手当の支給対象となる家賃額を12,000円超から16,000円超に引き上げるもの。

(2) 住居手当の支給額の上限を27,000円から28,000円に引き上げるもの。

4 特定任期付職員の期末手当の年間支給月数の引上げ

・ 特定任期付職員の期末手当の年間支給月数を0.05月分引き上げ、年間支給月数を3.40月分（現行3.35月分）とするもの。

5 住居手当の改定に関する経過措置

・ 3の住居手当の改定により、住居手当の月額が2,000円を超える減額となる職員に対し、令和3年3月31日までの間、令和2年3月31日において支給されていた改正前の住居手当の月額に相当する額から2,000円を控除した額を住居手当として支給するもの。

(施行期日) 3及び5については令和2年4月1日、1、2及び4については公布の日等

議案第163号 さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育課)

さいたま市立大宮西高等学校の閉校に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 大宮西高等学校の閉校

・ さいたま市立大宮西高等学校の項を削るもの。

(施行期日) 令和2年4月1日

議案第164号 さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部生活福祉課)

社会福祉法の一部改正により社会福祉住居施設について基準が新設されたことに伴い、さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の全

部改正を行うもの。

(内容)

1 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の新設

(1) 住居の用に供するための施設を設置して第2種社会福祉事業を行う場合、その施設に関する設備及び運営の基準を新たに設けるもの。

(2) 本体施設と一体的に運営され、利用期間が原則1年以下で入居定員が4人以下の附属施設をサテライト型住居とし、その施設に関する設備及び運営の基準を新たに設けるもの。

2 条例届出事業の見直し

- ・ 社会福祉法人以外の者に対する無料低額宿泊事業の届出が事前届出制に改正されたことを受け、条例届出事業においても「事業開始の日から1月以内」を「その事業の開始前」に改めるもの。

3 経過措置

(1) 無料低額宿泊所の居室に関して、基準省令を踏まえた経過措置を設けるもの。

(2) この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により事業開始の届出をしている事業者は、この条例の施行の日から1月以内に改正後の条例に規定する事業開始の届出事項を市長に届け出なければならないこととするもの。

(施行期日) 令和2年4月1日(1(2)については、令和4年4月1日)

議案第165号 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局幼児未来部のびのび安心子育て課)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 設備の基準

- ・ 建築基準法の一部改正により、階数が3で延べ面積が200平方メートル未満の建築物が、耐火建築物であることが求められなくなったが、保育所について、現行の規制を維持するため、所要の改正を行うもの。

2 規定の整備

- ・ 心理担当職員等の資格要件について、短期大学卒業者が含まれないことを明確化する等の規定の整備を行うもの。

(施行期日) 公布の日

議案第166号 さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例及びさいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局幼児未来部のびのび安心子育て課)

建築基準法の一部改正による幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 施設整備・園舎の基準

- ・ 建築基準法の一部改正により、階数が3で延べ面積が200平方メートル未満の建築物が、耐火建築物であることが求められなくなったが、認定こども園について、現行の規制を維持するため、所要の改正を行うもの。
- 2 規定の整備
- ・ 引用している児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正に伴い、規定の整備を行うもの。
- 3 幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例の延長
- ・ 幼保連携型認定こども園の教育及び保育に直接従事する職員の員数に算入できる副園長又は教頭の資格要件について、幼稚園教諭又は保育士とする特例を5年延長するもの。
- (施行期日) 公布の日(3については、令和2年4月1日)

議案第167号 さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局幼児未来部保育課)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の文言が整理されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の文言整理に伴う規定の整備を行うもの。

(施行期日) 公布の日

議案第168号 さいたま市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局幼児未来部保育課)

さいたま市立尾間木保育園の建替工事に伴い、仮設園舎へ移転するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 位置の改正
- ・ さいたま市立尾間木保育園の位置について、「大字中尾1432番地5」を「大字中尾973番地2」に改めるもの。

(施行期日) 令和2年3月23日

議案第169号 さいたま市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・スポーツ文化局文化部文化振興課)

市民会館うらわの供用休止、市民会館おおみやの移転等に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 市民会館うらわの供用休止
 - ・ 市民会館うらわに係る規定を削るもの。
- 2 市民会館おおみやの移転
 - (1) 位置について、「下町3丁目47番地8」を「大門町2丁目118番地」に改めるもの。

- (2) 業務に、市民相互の交流の促進に関する業務を追加するもの。
- (3) 利用時間について、午前9時から午後10時までとするもの。
- (4) 利用料金を新たに定めるもの。

3 利用料金の減免

- ・ 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができることとするもの。

4 規定の整備

- ・ さいたま市文化会館の業務について、規定の整備を行うもの。

(施行期日) 1については令和3年4月1日、2から4までについては令和4年4月1日

議案第170号 さいたま市産業振興ビジョン審議会条例の一部を改正する条例の制定について (所管課所・経済局商工観光部経済政策課)

産業・経済分野における計画を一体化することに伴い、それぞれの計画の策定に係る附属機関を統合するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 組織の見直し

- (1) 審議会の統合に伴い、委員の定数を10人以内から15人以内に改めるもの。
- (2) 計画の検討時から広く市民の意見を反映するため、審議会の委員に「公募による市民」を加えるもの。

2 関連審議会条例の廃止

- ・ 計画の一体化に伴い、関連審議会条例を廃止するもの。

(施行期日) 公布の日

議案第171号 さいたま市食肉中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例の制定について (所管課所・経済局農業政策部食肉中央卸売市場・と畜場)

卸売市場法の一部改正に伴い、現行と同様の市場機能を維持するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 市長による卸売業者許可制度の新設

- ・ 国における卸売業者の許可制度が廃止されたため、条例において市長による許可制度を新たに規定するもの。

2 遵守事項の整備

- ・ 改正後の卸売市場法において、新たに業務規程において規定することとされた遵守事項について、規定の整備を行うもの。

3 附属機関の統合

- ・ 卸売市場法の一部改正により附属機関に係る規定が削られたため、同法に基づき設置していたさいたま市市場運営協議会及びさいたま市市場取引委員会を統合し、条例を設置の根拠とした附属機関としてさいたま市市場運営取引委員会を設けるもの。

(施行期日) 令和2年6月21日等

議案第 172号 さいたま市市営住宅条例及びさいたま市市民住宅条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局建築部住宅政策課)

民法の一部改正等を踏まえ、市営住宅及び市民住宅への入居手続において、連帯保証人を要しないこととする等、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 連帯保証人に係る規定の削除
 - ・ 市営住宅及び市民住宅への入居手続において、連帯保証人による請書への連署を不要とするほか、規定の整備を行うもの。
- 2 規定の整備
 - ・ 敷金、修繕費用の負担及び不正行為による入居に係る徴収金の利息について、規定の整備を行うもの。

(施行期日) 令和2年4月1日

《一般議案》

議案第 173号 訴えの提起について

(所管課所・財政局債権整理推進部収納対策課)

高等学校の入学準備金を借り受け、定められた期日が経過しても返還せず、再三にわたる催告にも応じない者に対し、入学準備金の返還を求める訴えを提起するため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 請求の趣旨
 - ・ 相手方に対し、入学準備金の返還及び訴訟費用の負担を求める。
- 2 訴訟遂行の方針
 - ・ 判決の結果必要と認めた場合は、上訴する。

議案第 174号 指定管理者の指定について（さいたま市浦和ふれあい館）

(所管課所・保健福祉局福祉部福祉総務課)

さいたま市浦和ふれあい館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 浦和区常盤9丁目30番22号
 - (2) 名称 さいたま市浦和ふれあい館
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 大宮区土手町1丁目213番地1
 - (2) 名称 公益社団法人さいたま市シルバー人材センター
 - (3) 代表者 理事長 佐伯 鋼兵
- 3 指定する期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第 175号 指定管理者の指定について（さいたま市大宮ふれあい福祉センター）

(所管課所・保健福祉局福祉部福祉総務課)

さいたま市大宮ふれあい福祉センターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

の。

(内容)

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 大宮区土手町1丁目213番地1
 - (2) 名称 さいたま市大宮ふれあい福祉センター
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 大宮区土手町1丁目213番地1
 - (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
 - (3) 代表者 理事長 船戸 均
- 3 指定する期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第176号 指定管理者の指定について（グリーンヒルうらわ）

(所管課所・保健福祉局長寿応援部高齢福祉課)

グリーンヒルうらわの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
緑区馬場1丁目7番地1	きんもくせい
	ぎんもくせい
	グリーンヒルうらわ・デイサービスセンター
	グリーンヒルうらわ・在宅介護支援センター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 船戸 均

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第177号 指定管理者の指定について（さいたま市老人福祉センター和楽荘等）

(所管課所・保健福祉局長寿応援部高齢福祉課)

さいたま市老人福祉センター和楽荘等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
緑区大字三室2458番地	和楽荘
桜区大字下大久保727番地1	寿楽荘
大宮区東町2丁目105番地	あずま荘
見沼区大字膝子1151番地1	東楽園
北区日進町1丁目800番地105	しもか荘
中央区下落合5丁目11番12号	いこい荘
西区大字西遊馬533番地1	馬宮荘

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 船戸 均

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第178号 指定管理者の指定について（さいたま市老人福祉センター槻寿苑及びさいたま市槻寿苑デイサービスセンター）

（所管課所・保健福祉局長寿応援部高齢福祉課）

さいたま市老人福祉センター槻寿苑及びさいたま市槻寿苑デイサービスセンターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
岩槻区大字笹久保1393番地	槻寿苑
	さいたま市槻寿苑デイサービスセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 船戸 均

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第179号 指定管理者の指定について（さいたま市健康福祉センター西楽園）

（所管課所・保健福祉局長寿応援部高齢福祉課）

さいたま市健康福祉センター西楽園の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 西区大字宝来60番地1
- (2) 名称 さいたま市健康福祉センター西楽園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都中央区日本橋堀留町2丁目1番1号
- (2) 名称 シンコーススポーツ株式会社
- (3) 代表者 代表取締役 石崎 健太

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第180号 指定管理者の指定について（さいたま市年輪荘）

（所管課所・保健福祉局長寿応援部高齢福祉課）

さいたま市年輪荘の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
緑区大字中尾1404番地	養護老人ホーム
	老人デイサービスセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 緑区原山3丁目15番31号
- (2) 名称 社会福祉法人埼玉県共済会
- (3) 代表者 理事長 福島 正道

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第181号 指定管理者の指定について（さいたま市大砂土デイサービスセンター）

（所管課所・保健福祉局長寿応援部高齢福祉課）

さいたま市大砂土デイサービスセンターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 北区今羽町637番地1
- (2) 名称 さいたま市大砂土デイサービスセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 見沼区大字片柳1298番地
- (2) 名称 社会福祉法人欣彰会
- (3) 代表者 理事長 漆原 彰

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第182号 指定管理者の指定について（さいたま市上峰デイサービスセンター）

（所管課所・保健福祉局長寿応援部高齢福祉課）

さいたま市上峰デイサービスセンターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 中央区上峰3丁目10番6号
- (2) 名称 さいたま市上峰デイサービスセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 中央区新中里2丁目8番6号
- (2) 名称 社会福祉法人明日栄会
- (3) 代表者 理事長 金子 光子

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第183号 指定管理者の指定について（さいたま市与野本町デイサービスセンター）
(所管課所・保健福祉局長寿応援部高齢福祉課)

さいたま市与野本町デイサービスセンターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 中央区本町東4丁目7番20号
 - (2) 名称 さいたま市与野本町デイサービスセンター
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 中央区本町東6丁目11番1号
 - (2) 名称 社会福祉法人シナプス
 - (3) 代表者 理事長 丸木 雄一
- 3 指定する期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第184号 指定管理者の指定について（障害者福祉施設みのり園）
(所管課所・保健福祉局福祉部障害政策課)

障害者福祉施設みのり園の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 西区三橋6丁目1587番地
 - (2) 名称 障害者福祉施設みのり園
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 大宮区土手町1丁目213番地1
 - (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
 - (3) 代表者 理事長 船戸 均
- 3 指定する期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第185号 指定管理者の指定について（さいたま市大崎むつみの里）
(所管課所・保健福祉局福祉部障害政策課)

さいたま市大崎むつみの里の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 緑区大字大崎37番地1
 - (2) 名称 さいたま市大崎むつみの里
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 大宮区土手町1丁目213番地1
 - (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
 - (3) 代表者 理事長 船戸 均
- 3 指定する期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第186号 指定管理者の指定について（さいたま市障害者福祉施設春光園）

（所管課所・保健福祉局福祉部障害政策課）

さいたま市障害者福祉施設春光園の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
見沼区宮ヶ谷塔1丁目280番地	けやき
西区大字佐知川299番地16	うえみず

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 船戸 均

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第187号 指定管理者の指定について（さいたま市槻の木（槻の木及び第2やまぶき））

（所管課所・保健福祉局福祉部障害政策課）

さいたま市槻の木（槻の木及び第2やまぶき）の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
岩槻区大字黒谷1135番地2	槻の木
岩槻区大字黒谷1282番地1	第2やまぶき

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 船戸 均

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第188号 指定管理者の指定について（さいたま市槻の木（第1やまぶき））

（所管課所・保健福祉局福祉部障害政策課）

さいたま市槻の木（第1やまぶき）の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 岩槻区古ヶ場2丁目1番地11
- (2) 名称 第1やまぶき

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 船戸 均

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第189号 指定管理者の指定について（さいたまみずき園）

（所管課所・保健福祉局福祉部障害政策課）

さいたまみずき園の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 中央区大戸2丁目7番21号
 - (2) 名称 さいたまみずき園
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 大宮区土手町1丁目213番地1
 - (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
 - (3) 代表者 理事長 船戸 均
- 3 指定する期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第190号 指定管理者の指定について（さくら草学園等）

（所管課所・子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課）

さくら草学園等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設

所在地	名称
浦和区領家1丁目5番16号	さくら草学園
中央区大戸2丁目7番17号	さいたま市杉の子園
見沼区春野2丁目3番5号	さいたま市はるの園

- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 大宮区土手町1丁目213番地1
 - (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
 - (3) 代表者 理事長 船戸 均
- 3 指定する期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第191号 指定管理者の指定について（さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター）

（所管課所・保健福祉局福祉部障害政策課）

さいたま市大砂土障害者デイサービスセンターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 北区本郷町17番地7
 - (2) 名称 さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 大宮区土手町1丁目213番地1

(2) 名 称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団

(3) 代表者 理事長 船戸 均

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第192号 指定管理者の指定について（さいたま市母子生活支援施設）

（所管課所・子ども未来局子ども家庭総合センター総務課）

さいたま市母子生活支援施設の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

(1) 所在地 浦和区

(2) 名 称 けやき荘

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 大宮区土手町1丁目213番地1

(2) 名 称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団

(3) 代表者 理事長 船戸 均

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第193号 指定管理者の指定について（さいたま市ホテル南郷）

（所管課所・市民局市民生活部市民生活安全課）

さいたま市ホテル南郷の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

(1) 所在地 福島県南会津郡南会津町界454番地

(2) 名 称 さいたま市ホテル南郷

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 福島県南会津郡南会津町田島字西番場甲361番地9

(2) 名 称 みなみやま観光株式会社

(3) 代表者 代表取締役 渡部 龍一

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第194号 指定管理者の指定について（さいたま市新治ファミリーランド）

（所管課所・市民局市民生活部市民生活安全課）

さいたま市新治ファミリーランドの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

(1) 所在地 群馬県利根郡みなかみ町相俣159番地1

(2) 名 称 さいたま市新治ファミリーランド

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 大宮区桜木町2丁目292番地1

(2) 名 称 首都圏建物サービス協同組合

(3) 代表者 代表理事 清雲 栄純

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第195号 指定管理者の指定について（さいたま市見沼ヘルシーランド）

（所管課所・市民局市民生活部市民生活安全課）

さいたま市見沼ヘルシーランドの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

(1) 所在地 緑区大字大崎322番地1

(2) 名 称 さいたま市見沼ヘルシーランド

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 中央区新都心11番地2さいたま新都心LAタワー30F

(2) 名 称 クリーン工房・さいたま管理システム連合体

(3) 代表者 株式会社クリーン工房 代表取締役 川鍋 大二

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第196号 指定管理者の指定について（さいたま市盆栽四季の家等）

（所管課所・スポーツ文化局文化部文化振興課）

さいたま市盆栽四季の家等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所 在 地	名 称
北区盆栽町267番地1	さいたま市盆栽四季の家
浦和区常盤9丁目30番5号	恭慶館
大宮区高鼻町2丁目262番地1	氷川の杜文化館

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 南区根岸1丁目7番1号

(2) 名 称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団

(3) 代表者 理事長 柳沢 幸一

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第197号 指定管理者の指定について（さいたま市文化センター）

（所管課所・スポーツ文化局文化部文化振興課）

さいたま市文化センターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

(1) 所在地 南区根岸1丁目7番1号

(2) 名 称 さいたま市文化センター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名 称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 柳沢 幸一

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第198号 指定管理者の指定について（さいたま市民会館おおみや）

（所管課所・スポーツ文化局文化部文化振興課）

さいたま市民会館おおみやの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 大宮区下町3丁目47番地8
- (2) 名 称 さいたま市民会館おおみや

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名 称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 柳沢 幸一

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

議案第199号 指定管理者の指定について（さいたま市民会館いわつき）

（所管課所・スポーツ文化局文化部文化振興課）

さいたま市民会館いわつきの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 岩槻区太田3丁目1番1号
- (2) 名 称 さいたま市民会館いわつき

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名 称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 柳沢 幸一

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第200号 指定管理者の指定について（氷川住宅及びシビック住宅天沼）

（所管課所・建設局建築部住宅政策課）

氷川住宅及びシビック住宅天沼の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所 在 地	名 称
大宮区下町3丁目8番地8	氷川住宅
大宮区天沼町2丁目913番地4	シビック住宅天沼

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 浦和区仲町3丁目12番10号
- (2) 名称 埼玉県住宅供給公社
- (3) 代表者 理事長 石川 幸彦

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第201号 当せん金付証票の発売について

(所管課所・財政局財政部財政課)

令和2年度における当せん金付証票(宝くじ)を105億円の範囲内において発売するため、議決を求めるもの。

議案第202号 首都高速道路株式会社が行う高速道路事業の変更に対する同意について

(所管課所・建設局土木部広域道路推進室)

首都高速道路株式会社が埼玉県道高速さいたま戸田線に関する事業の料金の額及びその徴収期間を変更することについて、本市内における区間の道路管理者として同意をするため、その議決を求めるもの。

(内容)

- 1 横浜市道高速横浜環状北西線の開通に伴う料金調整
 - ・ 横浜市道高速横浜環状北西線と高速自動車国道第一東海自動車道本線を連続して通行する場合において、料金の上限を設定するもの。
- 2 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の料金調整
 - (1) ETC車に限り、午前0時から午前4時までの間に、首都高速道路全線において割引を適用するもの。
 - (2) 午前6時から午後10時までの間に、料金を1,000円(消費税込)上乗せするもの。

《道路議案》

議案第203号 市道路線の認定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一 般	0 路線
開 発	9 路線
合 計	9 路線

議案第204号 市道路線の廃止について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一 般	4 路線
開 発	3 路線
合 計	7 路線

《人事議案》

議案第205号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏名	区分
金子 正年	再任

議案第206号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏名	区分
黒須 隆雄	再任

議案第207号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏名	区分
高橋 清子	再任

議案第208号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏名	区分
田口 ゆり子	再任

議案第209号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏名	区分
肥留間 美城	再任

議案第210号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏名	区分
山崎 昭子	再任

議案第211号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏名	区分
吉野 勝則	再任

議案第 2 1 2 号 固定資産評価員の選任について

(所管課所・総務局総務部総務課)

さいたま市固定資産評価員に選任するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
林 健藏	新任